



《会計・税務の知識》 これくらいは知っておきたい IFRS

国際財務報告基準（IFRS）が世間を賑わせてからしばらく経ちます。IFRSと日本基準の違いについては、数々の書籍やセミナー等で既に解説されていますが、「一度にあれこれ説明されて結局よく分からなかった」という方も中にはいらっしゃると思います。そこで今回は、大多数の会社に共通し、なおかつ重要な論点のみを抜粋するという形で、IFRSが我々の会計実務に与える影響をお伝えしていきます。

1. 債権の減損処理

日本基準では、売掛金等の債権の評価にあたり、一般債権については債権全体の過去の貸倒実績率に基づいて貸倒引当金を計上し、貸倒懸念債権については相手先の財務内容に応じて貸倒引当金を計上する実務が一般的です。

ところが、IFRSでは債権の評価を、有価証券をはじめとする金融商品の減損に包含するものとして取り扱います。すなわち、減損の客観的な証拠が存在する場合には、債権から生じる将来キャッシュフローの割引現在価値を見積もり、債権金額との差額を貸倒見積高とします。したがって、従来の貸倒実績率を用いる方法や財務内容評価法は採用できません。

評価の枠組み自体が異なっており、また処理も煩雑になると予想されるため、減損の考え方や具体的な手続を事前に十分整理しておくことが重要です。

2. 有給休暇引当金

従業員が有給休暇を使った場合、企業は労働というサービスの提供を受けないにもかかわらず、その期間に対応する給料を支払うこととなります。つまり、有給休暇を付与した時点で、企業は従業員に対して潜在的な債務を負うこととなります。

この点、日本基準では有給休暇について特段会計上の手当てをしていませんが、IFRSでは有給休暇引当金の計上が要求されています。未消化の有給休暇について、期限切れによる失効率を加味した後の金額を負債計上することとなります。

仮に有給休暇残高の平均が一人当たり20日間だとすれば、会社全体の給料の概ね1ヶ月分に匹敵する債務を潜在的に負っている訳ですから、そのインパクトは決して小さくありません。とりわけ従業員数の多い会社では、引当金の計上による影響を考慮しておく必要があります。また、引当金の計算に必要な有給休暇残高や失効率等の情報を適時集計できる仕組みもあらかじめ整備しておく必要があります。

3. 実態に即した減価償却

日本では実務上、法人税法に基づいた減価償却を行っている会社が圧倒的多数を占めています。一方、IFRSでは以下の点に準拠した償却が求められます。①償却方法は企業の消費パターンを最も反映するものを選択する②耐用年数は企業における使用可能期間による③残存価額は見積処分費用を控除後の受取額とする

つまり、税法のような画一的な償却ではなく、個々の資産の使用実態に即した減価償却を行わなければならないということです。仮に税法が現状のままだとすれば、会社は会計用と税務用の二つの固定資産台帳を同時に管理せざるを得ません。場合によっては、担当者の増員や新しい固定資産システムの導入が必要になるかもしれません。

4. 収益認識の要件

日本には、収益認識に関する包括的な基準はありません。そのため、明文の規定の裏付けのない会計慣行が、そのまま実務として定着している部分も未だに残っています。その代表例が出荷基準で、その妥当性については議論のあるところです。

これに対し、IFRSでは収益を認識するための要件が明確に規定されています。中でも焦点となるのが、「物品の所有に伴う重要なリスク及び経済価値を買い手に移転したこと」という要件です。平たく言えば、収益を認識するためには、①商品が紛失・損傷する、売れ残る等の種々のリスク②商品を自由に使用又は販売する権利、この双方が販売先に移転している必要があります。出荷時点でこの要件が満たされているかどうかは、商品の据付義務や検収条件、付保状況等の契約内容を勘案して、実質的に判断することとなります。

現状の契約では前述の要件を満たさず、出荷時点で収益を認識できない会社もあるでしょう。その場合、検収基準に変更すれば売上の期ずれが生じ損益に大きな影響を及ぼしますし、また検収確認のための追加業務が発生する可能性があります。既存の契約内容について、事前に見直しておく必要があるでしょう。

5. 結び

コンバージェンスが進行中とはいえ、もともとIFRSは日本基準とは別個の会計基準ですし、現在も更新されている最中です。一度に全てを理解しようとすると骨が折れますので、とっつきやすいところから少しずつ吸収していけばよいのではないのでしょうか。（担当：工藤）